年度	金額
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十六億円
平成三十五年度	千二百十七億円
平成三十六年度	八百三十四億円
平成三十七年度	五百二十五億円
平成三十八年度	二百八十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十年度	四十一億円
平成四十一年度	十四億円
平成四十二年度	七億円
平成四十三年度	二億円

附則第九条第二号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第十条第三項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第四条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「、又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加え、「場合は」を「場合には」に改め、同項ただし書中「場合については」を「場合は」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第三項中「将来負担比率が政令で定める数値を超える」を「将来負担比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号の規定に基づく政令で定める数値以上の」に改め、「）であつて、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち次に掲げる地方債の合計額が政令で定める額（第七項において「協議不要基準額」という。）を超えないもの（」を削り、「この項、第五項、第六項及び第八項」を「この条」に、「「公的資金」を「特定公的資金」に、「又は公的資金」を「又は特定公的資金」に改め、「場合（」の下に「特定公的資金をもつて起こすことについて、」を加え、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）」を「同法」に、「「公的資金から」を「変更し、第七項に規定する」に、「に変更しようとする場合を除く。）は」を「をもつて地方債を起こそうとする場合を除く。）には」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「公的資金」を「特定公的資金」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第六項中「公的資金」を「特定公的資金」に改め、同項ただし書中「場合については」を「場合は」に改め、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7　地方公共団体は、次の各号に掲げる地方債についてのみ、当該各号に定める公的資金（政令で定める公的資金をいう。以下この項において同じ。）を借り入れることができる。

一　第一項の規定による協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債　当該同意に係る公的資金

二　前項の規定による届出がされた地方債のうち、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められる地方債　当該届出に係る特定公的資金以外の公的資金

8　前項各号に掲げる地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第七条の定めるところにより、同条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

第五条の三第九項を削り、同条第十項本文中「に規定する」を「の規定による」に改め、「、又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加え、同項ただし書中「場合は」を「場合には」に改め、「又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「に規定する協議における」を「の規定による協議における」に、「総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（第六項の規定による届出がされる地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるもの」を「第七項各号に掲げる地方債」に改め、「を含む。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「に規定する協議」を「の規定による協議」に改め、同項を同条第十一項とする。

第五条の四第一項中「起こし、又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加え、「場合は」を「場合には」に改め、同項第五号中「若しくは同条第六項」を「、若しくは同条第六項」に、「又はこの項」を「、地方債」に、「又は起債」を「、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債」に改め、同条第三項及び第四項中「、又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加え、「場合は」を「場合には」に改め、同条第五項中「第二項第二号」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に、「ある場合においては」を「ある場合において」に改め、「、又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加え、同条第六項中「同条第八項」を「同条第七項（第一号に係る部分に限る。）」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、「経費について」の下に「、それぞれ」を加える。

第五条の三中「同条第八項」を「同条第七項（第一号に係る部分に限る。）」に、「同項に規定する」を「都道府県の行う」に改める。

第三十三条の五の五中「平成二十七年度」を「平成三十七年度」に改める。

第三十三条の五の七第二項中「、又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加え、「場合は」を「場合には」に改め、同項ただし書中「場合については」を「場合は」に改め、同条第五項中「第五条の三第八項」を「第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

第三十三条の七第二項中「第二項第二号」を「第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、同条第四項中「、又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加え、「場合は」を「場合には」に改め、同項ただし書中「場合については」を「場合は」に改め、同条第六項中「第五条の三第九項」を「第五条の三第八項」に改める。

第三十三条の八第一項中「平成二十七年度」を「平成三十七年度」に改め、「、又は」の下に「起こそうとし、若しくは起こした地方債の」を加え、「場合は」を「場合には」に改め、同項ただし書中「場合については」を「場合は」に改め、同条第三項中「第五条の三第八項」を「第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改め、「経費について」の下に「、それぞれ」を加える。

第三十三条の八の二第一項中「平成二十六年度及び平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「及び第十一項」を「及び第十項」に、「同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第二項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度から平成三十七年度まで」に、「及び第十一項」を「及び第十項」に、「若しくは第三十三条の五の七第二項」を「若しくは第三十三条の八第一項」に、「同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで又は第三十三条の五の七第二項」と、同条第十一項」を「同条第十項」に、「並びに第三十三条の五の七第二項」を「並びに第三十三条の八第一項」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第五条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「チまで」を「ヌまで」に、「リからルまで」を「ルからワまで」に改め、同号ロ中「へに」を「チに」に改め、同号ヘ中「及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務の額」を削り、「これらの者」を「当該設立法人」に改め、同号中ルをワとし、ヌをヲとし、同号リ中「へまで」を「チまで」に改め、同号リを同号ルとし、同号中チをヌとし、トをリとし、への次に次のように加える。